第三種郵便物認可　昭和二十五年三月三十一日

平成２６年（フ）第１０９９号
埼玉県北本市北本２丁目50番地　グレースヒル大和401
債務者　鈴木　陽子（旧姓大里）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１６５号
埼玉県川口市戸塚東３丁目20番27号　プラセールＮ301号、旧住所埼玉県川口市大字安行吉蔵261番地の１　ピアスＡ―202号
債務者　土田さやか
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７４号
埼玉県川口市戸塚東４丁目18番19号
債務者　柿沼三千雄
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７９号
埼玉県上尾市本町６丁目１番30号　リビングシティⅡ101、旧住所埼玉県桶川市寿１丁目５番２号
債務者　岡野眞里子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７１１号
千葉市花見川区花見川２番36棟408号
債務者　小田　正明
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７３７号
千葉市若葉区若松町531番地196　アンビション若松Ｄ棟102号
債務者　木内　美幸
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８０９号
千葉県市原市馬立871番地４
債務者　松田　竜児
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８２８号
千葉市稲毛区萩台町689番地　フォルトゥーナＡ101号
債務者　菅澤衣里加（旧姓須﨑）
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８４７号
千葉県八千代市高津1005番地１　エレガントセレ―ノ204号
債務者　両角　優子（旧姓有田）
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８９７号
千葉県習志野市谷津３丁目１番15―202号
債務者　大森　薫子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９０５号
千葉県市原市若宮１丁目18番地20
債務者　石田　優也
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９１５号
千葉県習志野市大久保２丁目３番16号　ルミエール大久保Ⅱ101号
債務者　大野　良太
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９１６号
千葉県船橋市咲が丘４丁目34番８棟101号
債務者　大野　さき
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９４０号
千葉県船橋市前貝塚町799番地２　ハイカムール岩佐Ｂ―102号
債務者　伊藤　正一
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２８５号
福井県鯖江市平井町第58号５番地１　市住.Ｄ―102
債務者　堀　　典明
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
福井市日之出３丁目６番23号
債務者　吉本　星浩
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
福井県丹生郡越前町血ケ平第106号11番地１、旧住所福井県越前市蓑脇町第25号13番地の１
債務者　小原みゆき
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係